

答申第2号（諮問第1号）

答 申

審査請求人 ○○○○
○○ ○○

実施機関 長浜市病院事業管理者

第1 審査会の結論

長浜市病院事業管理者が、「長浜市立2病院及び長浜赤十字病院の病院再編に向けた協議開始確認書の締結に向けた協議、決裁経過を確認することができる文書（病院運営協議会含む）」の全部を非公開とした公文書非公開決定は、取り消されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が令和6年2月26日付けで「病院再編に向けた日本赤十字社との協議開始確認書及び同確認書の締結に向けた協議、決裁経過を確認することができる文書など（病院運営協議会含む）」の公文書公開請求をしたことに対し、長浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和6年3月28日付け長病経企第155-2号で「長浜市立2病院及び長浜赤十字病院の病院再編に向けた協議開始確認書の締結に向けた協議、決裁経過を確認することができる文書（病院運営協議会含む）」（以下「本件公文書」という。）の全部を非公開とする処分（以下「本件処分」という。）をしたことについて、その取消し並びに本件公文書が過去に部分公開された内容と同じ内容を部分公開する決定及び公開を求めたものである。

第3 審査請求人の本件処分に対する主張

審査請求人は、審査請求書において概ね次のように主張している。

- (1) 本件公文書は、湖北地域の今後の医療体制を議論する上での重要な情報であるため、公開されるべきである。
- (2) 実施機関は、非公開決定の理由として「検討段階における協議に関する情報」としているが、すでに「協議開始確認書」は締結されていることから、その経過などを明らかにすることは「率直な意志の交換若しくは意思決定の中立性」を損なうことはなく、むしろその経過などを公開することは市民の利益となる。
- (3) 実施機関が非公開決定の理由としている「今後の日本赤十字社との契約、交渉において市の不利益となる恐れがあるため」との理由については、「協議開始確認書の締結に向けた検討及び協議段階の未確認情報等」の内容に契約締結に向けた市立長

浜病院職員等の率直な意見表明が記載されている可能性があり、これを明らかにすることは契約における当事者間の信義誠実の原則に従うものであるとともに、今後の病院再編に向けた市及び市民の利益に寄与するものである。

- (4) 本件公文書は、すでに部分公開されており、同様の請求に対する公開非公開の差別扱いは一貫性と公平性を欠くものであり容認できない。

第4 実施機関の弁明

実施機関は、次のように弁明している。

- (1) 審査請求人からの公文書公開請求への対応については市長部局及び実施機関が協議の上、統一見解として本件公文書の非公開決定を行った。
- (2) 過去の公文書公開請求は実施機関のみに対してなされたため、実施機関単独で部分公開を決定したが、審査請求人が市長及び実施機関に同時に行った公文書公開請求に対しては、市長部局と統一的に対応するとしたことから、今後は非公開として取り扱うこととする。
- (3) 病院再編に係る契約、交渉はいまだ検討段階であり、本件公文書が公になることで、内部の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を担保できなくなるとともに、今後の日本赤十字社との契約、交渉において市の立場が不利になる可能性があるとの市長部局当局の認識に基づき非公開決定を行った。

第5 審査会の判断

1 本件処分について

- (1) 審査請求人は、令和6年2月26日付けで実施機関及び市長に対し、「病院再編に向けた日本赤十字社との協議開始確認書及び同確認書の締結に向けた協議、決裁経過を確認することができる文書など（病院運営協議会含む）」の公開を求める公文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件公文書を「長浜市立2病院及び長浜赤十字病院の病院再編に向けた協議開始確認書」を締結することについて、長浜市病院事業運営調整会議において議論された内容をまとめた議事要点録（令和5年11月14日、同年12月26日及び同月28日開催分）及び上記確認書の締結に係る申し入れ書であると特定した上で、令和6年3月28日付けでその全部を非公開とする公文書非公開決定を行った。
- (3) 実施機関は、本件処分の理由として、本件公文書は長浜市情報公開条例（平成28年長浜市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条第5号に該当し、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしている。また、情報公開条例第7条第6号イに該当し、契約又は交渉に係る内容で、検討及び協議段階の未確定情報等が公になることにより、今後の日本赤十字社との契約又は交渉において市の不利益となるおそれがあるとしている。
- (4) 審査請求人は、令和6年5月7日付けで本件処分は容認できないとして、実施機関に対して審査請求を行った。

(5) 関連する事実として、実施機関は、別人物に対し、令和6年2月14日付けで本件公文書の部分公開を行っており、個人情報該当部分以外を公開している。

2 情報公開条例の定め

情報公開条例第7条は、公文書の公開義務及び例外として非公開とする情報を定めており、実施機関は、本件処分の理由として、本件公文書は同条第5号及び第6号イに該当するとしている。

(1) 情報公開条例第7条第5号

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2) 情報公開条例第7条第6号イ

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

3 検討

(1) 情報公開条例第7条第5号は、市内部の審議、検討又は協議等における公正かつ適正な意思形成を確保する観点から定めるもので、協議等における発言内容が公にされることにより、意思形成過程における自由かつ率直な意見の交換ができなくなるおそれ又は十分な検討、協議等を経ない未成熟な情報が公にされることにより、市民に不正確な理解や混乱を与えるおそれがある場合に非公開とするものと解される。もっとも、同号を適用して非公開とするに当たっては、その「おそれ」の有無、程度等を具体的・客観的に判断し、公開する公益性を考慮してもなお看過しえない程度の弊害があると認められなければならない。

(2) 情報公開条例第7条第6号イは、市民全体の利益を確保しようとする行政の目的を達成し、事務の公正かつ円滑な執行を確保するために定めるもので、契約、交渉等に関する情報が公にされることによって内部における対処方針が明らかとなることで、実質的な支障が当該事務に生じ、契約、交渉等において市の不利益となるおそれがある場合に非公開とするものと解される。なお、同号イの適用に当たっても、「おそれ」の有無、程度等を具体的・客観的に判断しなければならない。

(3) 上記検討は、公開請求に対する決定時点において公にされていないものであることを前提としているところ、本件公文書はすでに個人情報該当部分を除き部分公開

されており、その内容に関心のある市民の間で共有されていることが、長浜市議会における発言等からも十分に推察されることを鑑みれば、情報公開条例第7条第5号及び同条第6号イに該当することを理由としては、本件公文書を非公開とすることはできないというべきである。

なお、実施機関は、審査請求人が市長及び実施機関に同時に公文書公開請求を行ったため、市長部局と統一的に対応するとして令和6年2月14日付けの公文書部分公開決定とは異なる決定を行ったと弁明しているが、公開・非公開の決定は情報公開条例の規定に基づき判断するものであり、各実施機関によって解釈が変わるものではなく、実施機関の主張は採用できない。

4 結論

以上によれば、審査請求人の審査請求は理由があるからこれを認容することとして、第1のとおり答申する。

第6 その他

審査請求人は、第3のとおり主張し、また、審査請求書において、本件処分は長浜市議会における情報の公開についての決議及び長浜市市民自治基本条例（平成23年長浜市条例第1号）の規定に反すると主張しているが、当審査会は、情報公開条例、長浜市行政手続条例（平成18年長浜市条例第22号）等の規定に基づき調査審議するところ、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

第7 付言

本件公文書は、すでに公にされているため、非公開とすることはできないと判断した。しかしながら、実施機関は、本来であれば令和6年2月14日付けで部分公開決定を行う際に、情報公開条例第7条各号の該当性について十分に検討した上で非公開部分を特定し、当該決定をするべきであったと思われる。

また、本件処分に当たっては、非公開決定処分であったとしても、その該当部分を明記し、その非公開情報に対応する理由を明確に示す必要があったが、具体的な記載があったとは認められず、適切な行政処分の形式を十分に満たしていたとはいえない。

以上の状況を見ると、今後は、実施機関に限らず長浜市の各実施機関において、公文書の公開・非公開の決定に係る判断及びその理由の付記をはじめ、情報公開制度の適正な運用が望まれる。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

日 時	内 容
令和6年5月21日	実施機関からの諮問及び弁明書の提出
令和6年5月29日	実施機関から資料の提出
令和6年6月6日	審査請求人から意見書の提出
令和6年6月17日	審議及び審査請求人からの聴取
令和6年7月29日	審議
令和6年8月23日	答申

令和6年8月23日

長浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 駒 林 良 則